

土地所有者の方へ

「大切な土地」を守りながら有効利用

旧借地借家法では、借地人の権利が手厚く守られ、いったん貸した土地を返してもらうことは大変でした。土地所有者の方がなかなか借地に踏み切れなかったのも、このような事情があったためだと思われます。1992年(平成4年)に土地の有効利用を促進するため法律が改正され、定期借地権制度が誕生しました。ここでは、この制度の中の一般定期借地権についてご紹介いたします。

土地は契約期間(50年以上)満了後 原状(元の状態)にして土地所有者に戻る

定期借地権制度では、「契約は更新しない」、「建物の再築による存続期間の延長なし」、「建物の買い取り請求はできない」とした特約を明記することで、貸した土地は期間満了後、確実に更地にして土地所有者に戻ってきます。

もちろん高額の立退料を支払う必要もありません。確実に土地を返してもらえることが法律で定められたため、安心して土地を貸すことができます。

固定資産税・都市計画税の軽減

定期借地権制度を活用し宅地として賃貸した場合、一戸につき200m²まで固定資産税評価は1/6、都市計画税評価は1/3になります(200m²超の場合は、固定資産税評価は1/3に、都市計画税評価は2/3)。さらに、借地料(地代)を税の支払いに充てられるため、負担を感じることもなくなります。



*評価減は借地期間の経過とともに少くなり、借地期間の満了とともにゼロになります

大切な土地を手放さず有効利用する「定借」という土地活用



長期にわたって
安定した
地代収入



固定資産税などが
大幅に軽減



土地を貸すだけなので
資金の借入など
投資リスクが少ない

「所有」から「利用」へ。土地活用のこれからのカタチ。

未利用地を有効利用

せっかくの土地も遊ばせておくと、税金の負担や管理の手間が大変です。定期借地権制度を活用して賃貸すれば税金が軽減でき、管理を借地人の責任で行ってもらえます。また、アパートや駐車場経営が難しい不便な立地でも、一戸建て住宅用地としてなら賃貸が可能な場合もあります。

定期借地権制度を活用した土地所有者の声

土地を手放さずに
有効利用できることが
魅力でした



Kさん

所有する土地の管理や
空き地の有効活用法など
で頭を悩ましていたところ、「定期借地権制度」の利
用で問題が一度に解決。土地活用の投資資金
も不要で節税ができ、将来にわたり安定収入
が得られることで、子や孫の安定した生活も確
保でき安心です。空き地も整備され、気持ちも
解放されました。



定期借地権付住宅



Q 期間満了後に土地が
返還されない場合の対応は?

A 法律上、返還が保証されています

定期借地契約では契約期間の満了をもって借地契
約が終了、借地人は自らの負担で建物を撤去し、明
け渡すことが確定的に義務付けられた制度で、これ
は地主にとって法律で保証されたものと言えます。
仮に賃借人がこれに違反しても、訴訟によって比較
的短期間での強制執行が可能と考えられます。

Q 賃料の改定はできますか?

A 改定できます

一般的な定期借地権契約書に以下のような賃料
改定ルールが定められています。

- ①改定は3年毎に、次のような算式で改定する
※改定賃料=(従前の支払賃料-従前の公租
公課)×変動率+賃料改定時の公租公課
- ※変動率:総務省統計局の消費者物価指数に従い決定
- ②経済社会情勢の大幅な変動による消費者物
価の大幅な変動や近傍類似の土地賃料など
に比して不相当となったときには、改定算式に
かかわらず賃料改定することができる。

Q 土地(底地)を売ることはできますか?

A 売ることができます

第三者に売ることも可能ですが現実的には借地
人に買ってもらうケースが多くなります。借地人の
場合預かっている保証金を購入資金の一部に充
てることもできるため、売却できる可能性が高くな
ります。ただし、本来なら50年間以上の借地契約
でしたから、場合によってはその間の支払済地代
分を考慮し、売却時の土地価格を実勢価格と調整
する必要が生じる可能性があります。

定期借地権制度

■定期借地権付住宅とは

「定期借地権付住宅」とは、土地は借りて(期間:50年以上)、建物は自
返還しなくてはなりませんが、地代と保証金又は権利金を払うだけで一戸

■賃借権と地上権

借地権の権利には、「賃借権」と「地上権」の種類があります。

	権利の性質	譲渡性
賃借権	債権として扱われる	土地所有者の承諾が必要
地上権	物権として扱われる	譲渡・転貸・担保の設定が自由